

## 奄美群島の振興に係る租税の特例措置の延長、拡充及び新設（国税）

【適用期限】 1は2年、2は5年、参考は2年

**1 特別償却制度等関係（所得税、法人税）**

[延長（2年）]

- 所得税・法人税：製造業、旅館業（過疎に類する地区のみ）及び農林水産物等販売業の用に供する設備に係る特別償却  
(取得価額2,000万円超、機械・装置10%、建物・附属設備6%)

[拡充（2年）]

- 所得税・法人税：特別償却の対象として、情報通信産業等を追加する。

※情報通信産業等 有線放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター等

**2 独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置関係**

[延長（5年）]

- 所得税、法人税、登録免許税、印紙税及び事業税

**【参考】航空機燃料税関係**

特定離島路線航空機の航空機燃料に係る特例措置

[延長（2年）]

- 航空機燃料税の税率を通常の3/4に軽減する措置を2年延長  
(26,000円/k1 → 19,500円/k1)

[拡充（2年）]

- 離島と首都圏及び関西圏を結ぶ路線の指定要件を緩和

現 行：「離島と首都圏を結ぶ路線」及び「離島と関西圏を結ぶ路線」のいずれか1路線のみ

緩和後：「離島と首都圏を結ぶ路線」及び「離島と関西圏を結ぶ路線」の双方に拡大

（注）具体的には、「離島と東京国際空港を結ぶ路線」及び「離島と大阪国際空港又は関西国際空港を結ぶ路線」の双方に拡大

※これにより、「伊丹－奄美路線」に加え、「羽田－奄美路線」を対象路線として追加

- 対象範囲に離島と離島を結ぶ路線を追加